

重要事項説明書（訪問看護・予防訪問看護用）

事業所の概要

事業所名 株式会社ザイタック 東濃訪問看護ステーション

所在地 土岐市肥田浅野笠神町 2-1

指定訪問看護・予防訪問看護事業所番号 2161890013

管理者・連絡先 余語 みか 0572-54-0355

事業所の職員体系

管理者 名	常勤 名	パート 名	その他 名

1. 営業日及び営業時間

営業時間 月～土 8：30～17：30

定休日 日曜日（年末年始 12月29日～1月3日は休日）

*身体状態により臨時訪問を考慮します。

2. 指定訪問看護・予防訪問看護の内容

看護師等が主治医の指示のもと、在宅で過ごされる方が安心して生活ができるようにご家庭を訪問して療養のお世話をさせていただきます。リハビリテーション等は、作業療法士・理学療法士が看護師の代わりに訪問しますが、看護師はすべてのお客様に定期的に訪問いたします。その際の訪問看護計画書・報告書は看護師と共同で作成してまいります。

- ① 身体状態の観察と助言
- ② 日常生活の看護（清拭、食事・排泄の援助）
- ③ リハビリテーション
- ④ 精神・心理的な看護
- ⑤ 認知症看護
- ⑥ 検査・医療処置のための看護（床ずれ処置、尿・栄養の管の処置、酸素吸入、医師の指示による注射や点滴管理など）
- ⑦ 療養環境アドバイス
- ⑧ 介護者の相談
- ⑨ さまざまな在宅ケアサービス（社会資源）の使い方相談
- ⑩ 終末期の看護（ターミナルケア）

3. 通常の事業の実施地域

土岐市内（曾木町、鶴里町を除く）、瑞浪市の一部（小田町、山田町等）

4. サービス利用料金

指定訪問看護・予防訪問看護を利用した場合の額は、別紙利用料金表によって契約書に応じた、自己負担額を支払う。

5. 介護保険の対象とならないサービス（別紙利用料金表参照）

- ①衛生・医療材料費
- ②消毒・薬剤費
- ③おむつ・介護物品
- ④医療器具の貸し出し料金（点滴棒）
- ⑤死後の処置料金
- ⑥その他 お客様の状態により、必要と判断した場合にはお客様及びご家族に説明し、同意を得たものに限り実費徴収する。

6. お客様の負担金及び支払い方法

- ①提供サービスが介護保険の適用を受けた場合、利用料の額は、介護保険負担割合証の記載割合に応じた額をお支払い頂く。
 - 5. の、介護保険の適用外のものについては利用料金の全額をお支払い頂く。
- ②事業者は利用料金を記入した請求書を月末に送付する。
- ③支払い方法は、銀行引き落としとする。

7. 利用の中止

利用予定日前までに、都合によりサービスを中止する場合は、前日までに連絡をしていただく。

8. 相談・苦情担当

当社へのサービスに関する相談・苦情は、次の窓口にて対応します。

電話番号 0572-54-0355

FAX番号 0572-54-0364

相談責任者

※責任者が不在場合は、他の職員が対応いたします。

公的機関では、下記において相談・苦情を受け付けています

土岐市役所 高齢介護課

所在地 土岐市土岐津町土岐口 2101

電話番号 0572-54-1111 (代表)

瑞浪市役所 高齢福祉課

所在地 瑞浪市上平町 1-1

電話番号 0572-68-2111 (代表)

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所在地 岐阜県薮田南五丁目 14 番 12 号

電話番号 058-275-9620

FAX番号 058-275-7635

対応時間 午前9時より午後5時まで (月～金)

9. 虐待防止及び身体拘束等の適正化について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として、次に掲げ

るとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する責任者を選定しています。
虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する責任者は 管理責任者 とします。
 - (2) 指針を整備しています。(虐待のみ)
 - (3) 従業者に対する虐待・身体拘束防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。
 - (4) 事業者はサービス提供中に、虐待を受けたとみられた場合には、速やかに市町村へ報告致します。
 - (5) 事業者は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

10. 緊急時における対応方法

緊急事態が発生したときは、主治医の指示のもと対応します。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問看護等の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡すると共に、必用な措置を講じるものとする。また、利用者に対する訪問看護等の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

12. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス計画の締結に当たり、上記より、重要事項を説明した。

事業所 住所 土岐市肥田浅野笠神町2-1

名称 東濃訪問看護ステーション

説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記により、重要事項の説明を受けた。

住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印